

平成 30 年 2 月 7 日

各就労継続支援 B 型事業所 管理者 様  
各相談支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

## 特別支援学校等在学中における就労移行支援の支給決定について（通知）

特別支援学校等在学中の生徒が卒業後に就労継続支援 B 型の利用を希望する場合、就労移行支援事業所による就労アセスメントを受けることとなっております。

このたび、平成 29 年 4 月 25 日付け国通知に基づき、平成 30 年 4 月 1 日より下記のとおり取扱いを変更いたしますので、ご承知おきください。

## 記

## 1 変更点

区 分	H30.3.31 まで	H30.4.1～
目 的	就労継続支援 B 型の支給決定の適否を判断する	就労継続支援 B 型の支給決定の適否の判断のみでなく、 <b>一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労アセスメントを行う</b>
対象者	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援 B 型の利用を希望する方	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援 B 型の利用を希望する方（ <b>他の進路に就労継続支援 B 型も含めて検討している場合を含む</b> ）
利 用 時 期	卒業年次（15 歳以上）	中等部 卒業年次（15 歳以上） 高等部 <b>2 年生終了後の春休み以降</b>
利 用 期 間	2 週間以内	<b>原則</b> 2 週間以内

## 2 取扱いの変更時期

平成 30 年 4 月 1 日

## 3 参 考

- ・国通知：平成 29 年 4 月 25 日付（別紙 1）
- ・特別支援学校の生徒及び保護者向けチラシ（別紙 2）

施設事業係 山田  
電話 972-2560 FAX 972-4149